

自治研 とやま



提言

真に「強い農業」 —日本とEU—

富山大学研究推進機構極東地域研究センター 教授 酒井 富夫

報告

市民の力で 再生可能エネルギーの普及・拡大を

合同会社金沢市民発電所 代表社員 永原 伸一郎

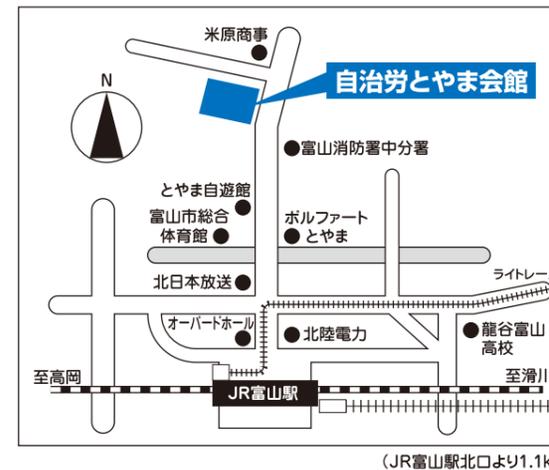
報告

アジア・アフリカ支援米田植え アフリカのお友だちにお米を届けよう!

食とみどり・水を守る富山県民会議 藤井 宗一

公益社団法人 富山県地方自治研究センター

NO. 109
2019.7



会議室のご案内

●3階大会議室	定員180人	学校式
●301号室	定員 85人	学校式
●302号室	定員 80人	学校式
●303号室	定員 16人	口の字
●304号室	定員 26人	円卓
●305号室	定員 22人	口の字
●306号室	定員 30人	学校式
●308号室(和室)	定員 18人	座卓

交通のご案内

徒歩 / JR富山駅北口より15分
 地鉄バス / 興人団地行き双葉町下車
 駐車場 / 80台収容(無料)

一般財団法人 自治労とやま会館

〒930-0804 富山市下新町8番16号
 TEL(076) 441-2200(代)
 FAX(076) 441-1155(代)
<http://jt-kaikan.org/>

子育ては親育ち、 孫育てはジジババ育ち

〈視点〉



公益社団法人富山県地方自治研究センター副理事長
富山県議会議員

井加田 まり

幼い子どもへの虐待、高齢者運転による交通事故が報道されるたびに胸が痛み、漠然とした不安を感じています。子どもの人権を無視した暴力に怒り、なぜ防ぐことができなかつたのか、また、高齢者運転による事故も、防ぐことができたのではないかと思うからです。いずれも社会問題であり、誰もが経験する自分自身の問題でもあるからです。

最近、夫の父が92歳で亡くなりました。一こしづつは、夫とともに義父の晩年を看取りながら、隣に住む息子夫婦の3歳と1歳の子育ての奮闘ぶりを見守ってきた日々でした。

子育ては、体力も知力も総動員する重労働であり、決して親の思い通りにはならないのですが、親の姿勢や思い

が伝われば、子どもは安心して成長していくものです。困った時には家庭内だけで抱え込まずに、周りに手助けを求め、することも大事なことです。

子育ても、高齢者のつながりも、自助努力を強調し過ぎて孤立化することにならないよう、社会とのつながりを大事にしなければなりません。

勝手ながら、息子夫婦にガンバレガンバレと心の中でエールを送りながら、自然に子育てに参加できれば良いなと思っています。

子育ては親育ちで、親は子育てに向き合うことで親として成長していきます。

我が家では、孫育てはジジババ育ちが目標となりつつある今日この頃です。

視点

子育ては親育ち、孫育てはジジババ育ち

公益社団法人富山県地方自治研究センター副理事長
富山県議会議員

井加田 まり

2

提言

真に「強い農業」——日本とEU——

富山大学研究推進機構極東地域研究センター 教授 酒井 富夫

4

自治研とやま第109号 目次

報告

市民の力で再生可能エネルギーの普及・拡大を

合同会社金沢市民発電所 代表社員 永原 伸一郎

17

報告

アジア・アフリカ支援米田植え アフリカのお友だちにお米を届けよう！

食とみどり・水を守る富山県民会議 藤井 宗一

22

真に「強い農業」 ——日本とEU——



富山大学研究推進機構
極東地域研究センター
教授
酒井 富夫さん

はじめに

「強い農業」のためには、農政は、農地を集積して大規模化し、コストダウンを進めることだという。日本では1961年に施行された旧農業基本法以来この路線を追求してきたが、現在のアベノミクスを背景にした農業構造政策（担い手政策）はそれを加速している。この路線により、日本は「強い農業」を構築でき、うまくいけば農産物の輸出もねらう。反面、「小規模・家族農業」こそが重要とする国連の提案もある。しかし、これまで「小規模・家族農業」が農家が激減してきたというのが、日本のみでなく先進国の実態だ。こ

のまま放っておけば、世代交代とともに農家の減少はますます進む。今よりは強力な保護をしたとしても、この進行は食い止められないのではないかと。規模・コストでは、広い中山間地域を抱える国土条件に加え、かなり条件が良い地域でも国際競争力など持てるわけがない。誰でも考えつくことだが、競争力の源泉が農産物のコストではないとすれば、品質で勝負するしかないであろう。そのためにも、構造政策の考え方・ターゲットを大きく転換すべきだと考える。従来、自作農（家族経営）や自立経営（企業の家族経営）、企業経営（農業参入企業等）を育成しようとしてきた構造政策

から、消費者連携型の「新たな担い手」に転換するべきではないかということだ。それが、真の「強い農業」の担い手となるであろう。日本農政は過去にEU農政をモデルに展開してきた面があるが、その転換についてもやはりEUでの動向に注目すべきであると思う。

家族経営を支えてきた日本の制度

はじめに、日本の家族経営がどのような状況に置かれてきたのかを確認しておこう。表1は、家族経営を維持するフード・システムを支えた日本の制度を取りまとめたものである。家族経営自体の制度上の位置づけも大事であるが、それを維持してきたのがフード・

システムであったことを考えると、フード・システムの制度上の位置づけにも注意しなければならぬ。川上・川下の企業との関連によっては、形態は家族経営であっても、性格がまったく異なるものになってしまうからである。まずは外国企業との関連である。食文化が違うことなどで進出意欲が低かったこともあり、日本には欧州ほど米国企業が進出しなかったという^{注1}が、国内の制度がそれを防いできた面がある。日本の外資法は、1960年代中頃までは外資を規制してきた。国内でも、流通の大企業寡占化を抑制してきた制度がある。農産物の流通に重要な機能を果たして

表1 「家族経営対応型フード・システム」を支えた日本の制度

年代	外資法	卸売市場法	大店法	農地法	農業協同組合法、食管法、技術普及制度
1920s		23中央卸売市場法			
1930s			37百貨店法		
1940s				46-50農地改革	42食管法、47農協法、48農業改良助長法
1950s	50-66外貨規制		56百貨店法復活	52農地法：自作農固定化、耕作者主義	
1960s	67-73資本自由化				67コメ自給達成
1970s	75-外貨進出本格化	71卸売市場法	73大店法	70農地法改正：借地容認、上限面積・雇用規制の撤廃	70生産調整開始
1980s	80許可制から事前審査付届出制へ。閉鎖性払拭		89日米構造協議・非関税障壁対象		
1990s				90-00s農業生産法人要件緩和	95食管法廃止、食糧法開始
2000s			00大店立地法：街づくりへ	09農地法改正：株式会社リース容認、耕作者主義の実質廃止	04改正食糧法、米政策改革開始
2010s		18卸売市場法改正			15改正農協法、農協改革開始

きた卸売市場法は、生産者にも購入業者にも公平な対応をしてきたし、大店法（大規模小売店舗における小売業の事業活動に関する法律）のような個別法でも中小の地元商店を保護してきたのである。それらのフード・システムのなかで、家族経営として守られてきたといえる。農業経営に対する直接的な制度である農地法は、1970年の改正までは自作農主義を堅持していたので、規模的にも中小規模の自作農を大義的に維持してきた。また、その自作農を維持するための関連法（農業協同組合法等）も、その保護に重要な役割を果たしてきた。

中小規模経営の状況は、小売業の世界がひとつの鏡となる。いくら大規模店を規制しても、あるいは中小規模店を保護しても店舗数は減少せざるを得なかった。保護が不十分だったという面もあるかもしれないが、むしろ流通の近代化・消費者のライフスタイル変化にともなうニーズに対応しえなかったという点が大きいと考えられる^{注2}。中小規模農業経営の場合、どうだろうか？

しかも、これまで家族経営を保

護してきた制度が、次々に規制緩和されているのである。外資参入は完全に自由化され、近年は外資がもつとも働きやすい国にしようとしている。卸売市場法も2018年に改正され、「荷受け拒否の禁止」を廃止するなど、卸売会社の自由を制約してきた制度を廃止しつつある。農地法も2009年の改正（農業への企業参入容認）により、何とかそれまで守ってきた耕作者主義を廃止したに等しい。農協法も、協同組合であること自体が問われる形で、「農協改革」が進められている。

こうした制度環境の変化のなかで、われわれは「強い農業」を考えなければならぬのである。農業経営の生き残りは、制度・政策的支援のあり方とともに、家族経営の努力・競争戦略、組織革新等の経営自体の能力もあるが、それもフード・システムのあり方に規定される点に十分視線を向けるべきである。それを考えるにあたり、戦後日本農政のモデルであったEU農政も、同じような課題を抱えており、その転換方向には大いに参考になる部分がある。

日本農政とEU農政

表2は、EUと日本の農業構造政策と農政改革の流れを年表に整理したものである。先進国として類似した農業を持

つ両地域であるが、最近の動向は違った方向に進んでいる様にみえる。第二次世界大戦後、欧州は、競争力を高めるため共通市場を構築し、同時に共通農業政策（CAP）により域内農業を保護し、「安定的で効率的な農業」を目指した。

表2 EUと日本の農業構造政策と農政改革

年代	EU	日本
1950s	55独・農業基本法、57EEC設立	
1960s	62共通農業政策CAP開始、67共通市場、68マンスホルトプラン（原価引き下げ、農業構造改革、離農促進）、近代農畜産業への批判：62レイチェル・カーソン「沈黙の春」、64ルース・ハリソン「アニマル・マシーン」	61旧農業基本法（農業構造改革） 67構造政策の基本方針
1970s	大規模化・離農促進への批判：（独）70バイエルンの道（兼業農家容認）	70農地法改正（借地容認） 70生産調整開始（米過剰）
1980s	農産物過剰、対米貿易摩擦、ウルグアイ・ラウンド、（独）選別政策から中小経営保護へ・環境と農村の重視、農業専業主義から多様就業 Pluriactivity路線への転回	80農用地利用増進法（農地流動化促進）
1990s	92CAPマクシャリー改革、93EU設立	92新政策（地域・環境視点の提起）、93農業経営基盤強化法、98新農業基本法（同視点組み入れ）
2000s		09農地法改正（農業への企業参入）
2010s	13CAP改革（競争力強化+環境・農村重視明確化）	13農地中間管理機構（農地集積の加速）

生産者の生活の「安定」のためには関税と価格政策が必要であったし、「効率的」＝農産物の低価格供給であり、そのためには生産性向上＝農業構造政策が必要であった。日本でも輸入数量規制や関税により国外農業との競争を避け、表1でみたような国内の諸制度及び価格政策を構築した。両地域は同じく戦後復興を成し遂げ高度成長を経験したが、労働市場等の条件が形成されることを背景として、農業は近代化、大規模化、つまり農業構造政策の実現に向かった。欧州でそれが典型的な路線として表明されたのが1968年のマンスホルト・プランであり、日本では1961年の農業基本法が契機となった。^{注3}

マンスホルト・プランは、規模拡大により「近代的企業の経営」をつくろうというものであり、そのための農業従事者半減＝離農促進を明示した内容である。^{注4} 日本では「自立経営」

術による生産性向上とCAPによる農業保護によって、農産物過剰問題を抱えることになったが、この時期の農業の近代化に対して、大きくは次のA・B二つの側面から異議が唱えられたとみることができる。

A・環境への配慮（環境主義）

一つは、近代技術自体への反発である。レイチェル・カーソン（1962）『沈黙の春』は、農業や化学肥料等の化学物質が生命・生態系に与える危険性を告発したものであるし、ルース・ハリソン（1964）『アニマル・マシーン』は、近代的な集約畜産の問題を告発したものであり、60年代からこれら近代技術に問題のあることがすでに指摘されてきていた。今日の「有機農業」は前者が、「アニマルウェルフェア（Animal Welfare）畜産」は後者が、深刻な問題だということとを認識させ世間の関心を高めた著作として、それぞれ原点になっているといえる。

有機農業（Organic farming）は、農業・無化学肥料を基礎に、土壌微生物等の活動を利用した農法であり生物多様性を重視した農法である。アニマルウェルフェアは、「人

も動物も、満たされて生きる」を標榜した畜産であり、次の「五つの自由（Five Freedoms）」に基づく飼育方法を提唱している。

- ① 飢えと渇きからの自由（健康と活力のため必要な新鮮な水と飼料の給与）
- ② 不快からの自由（畜舎や快適な休息場などの適切な飼育環境の整備）
- ③ 痛み、傷、病気からの自由（予防あるいは救急診察および救急処置）
- ④ 正常行動発現の自由（十分な空間、適切な施設、同種の仲間との存在）
- ⑤ 恐怖や悲しみからの自由（心理的な苦しみを避ける飼育環境の確保および適切な待遇）

家畜の虐待はもちろんとし、豚のケージ飼いや等も回避され、豚の生産性を追求してきた畜産とは、明らかに路線が異なる。

以上のような環境に配慮した農業、畜産のあり方が、90年代以降の農政改革の重要な一要素となっているといえる。

B・地域性への配慮（地域主義）

二つには、マンスホルト・プラ

ン路線への反発がある。旧西ドイツの首都ボンで大規模な農民デモを引き起こしたが、反発の政策的な表現として、ドイツのバイエルン州が提唱した「バイエルンの道」路線がある。ドイツは、欧州のなかでは小規模経営が多いが、山岳部に近いバイエルン州は兼業農家が多く、ドイツの平均規模の半分程度しかない（といっても今日の規模は30ha程度ではあるが）。バイエルン州では、マシーネンリングを発達させる等により、専業農家と兼業農家の共存を目指してきたのであり、「兼業農家を排除しない農政」^{注5}を打ち出したのが「バイエルンの道」である。兼業＝多様な職業を含めて稼ぐことで農家世帯を安定させ、多様な産業を育成することで地域を活性化させるという考え方である。

欧州では、このような考え方が、80年代の多様な就業の再評価^{注6}に発展したと考えられ、90年代以降の農政改革での「農村重視」の内実を構成したと考えられる。画一的な農政でなく、地域性に配慮した農政（地域主義農政）を重視したということである。地域社会での生活の豊かさやゆとりをつく

るには、農村の活性化が不可欠である。つまり、地域性への配慮は「農村問題」としてクローズアツプしたわけである。

ちなみに、日本でも兼業形態は戦前から存在し小規模農家の存続を支えてきたが、戦後の農業構造政策のなかでは、むしろ規模拡大の阻害要因として考えられてきた。今日でも「農業経営体」育成＝プロ農業者育成が第一に優先され、この路線は続いている。しかし、従来の世帯単位の兼業ではなく、人単位の就業のあり方、個人のライフスタイルに踏み込んで提起されてきたものに、日本では「半農半X」という考え方がある。その形態は単に所得確保のためというのではなく、人の生き方としての選択を提言している。塩見直紀（2003）『半農半Xという生き方』ソニー・マガジンの刊行がその契機だが^{注7}、塩見氏によると半農半Xというコンセプトが生まれたのはその約10年前ということから1990年代中頃のことである

う。日本でも多様な就業という価値観は再評価されてきていたのであるが、農政のなかにその価値観を本格的に取り入れることにはなっ

ていない。

「環境」や「地域」という用語としては、日本の農政改革にも取り入れられた。1992新政策方向^{注8}では、それまでの効率性追求一辺倒の構造政策を見直し、効率主義に環境主義、地域主義を加えたのである^{注9}。その後、98年の新農業基本法（食料・農業・農村基本法）は、その考えを法律化したものといえる。しかし、その後の農政は、確かに環境面からは2006年の有機農業推進法や2007年の農地・水・環境保全向上対策による地域資源・環境管理への対策が、また、地域面からは2000年の中山間地域等直接支払制度の対策が始められ、6次産業化・農商工連携政策も取り入れてきた。しかし、日本における有機農業面積の割合は今日でも0.5%にすぎないし、直接支払いにより中山間地域の耕作放棄抑止効果はあったにしても活性化には繋がっていない。それどころか、中山間地域でも効率主義が追求され、農地集積が進められているのが現状である。

1970～80年代のEUでは、

環境や生物多様性、つまり農業の多面的機能の重要性を再認識し、他就業（兼業等）によるライフスタイルに注目し、農家や農村の活性化に期待をかけたのである。その底流が、90年代の農政改革に表現されたといつてよい。

つまり、EUのように、有機農業やアニマルウェルフェア畜産を徹底的に普及し、地域の多様な産業による活性化という方向に価値観を転換しきれていないのが日本の現状といえよう。日本では、相変わらずの効率主義＝規模拡大、大量生産・大量流通が基本に置かれていたために、その方向に徹底しきれていないのである。EUと日本の違いは、戦後の近代農業の農法や経営形態に対する反省の深さの違いから生じているものと考えられる。

EUの環境や地域に対する共通した価値観は、総じていえば「モノラル（単一性）」ではなく「ダイバーシティ（多様性）」である。EUの多様化路線と日本のコストダウンを追求する大規模単一化路線、いずれが本当に「強い農業」をつくるのだろうか。

要だ。日本農業で、どのような「価値」を、どのような方式で「開発」していくのかが問われることになる。その際に参考になるのが舵を切ったEUの上記の選択だが、日本の場合、消費者・市民の農業の多面的機能（環境・農村の付加価値）に対する意識は、それほど高いとはいえない。

そうしたなかでも、消費者との連携を前提にした有機農業に取り組み始めた事例がある。日本のCSA（消費者参加型農場）の典型である「株」なないろ畑（神奈川県大和市）、及び、生協と連携した専門農協紀ノ川農協による「紀ノ川農縁隊」（和歌山県紀の川市）、生協の組合員の農意識醸成をねらったコープかごしまの「協同農園」（鹿児島県鹿児島市）について、次に紹介しよう。

日本の消費者連携型有機農業経営

(1) 日本のCSA：株なないろ畑

株なないろ畑は、都市近郊に立地する有機農場であるが（図1は、住宅地のなかに展開する本農場の圃場である）、この有機農業は消

EU農政改革における競争力の意味

EUの農政改革過程を通過してみると、「市場介入・生産割当等の公的管理制度」体系から「市場経済化」＋「環境・農村重視」の体系に移行したものと整理できる。

前者の「市場経済化」は、対外的には関税引き下げ、対内的には価格政策・割当制度の廃止が行われた。それらによる農民の所得低下に対し、所得を補償する直接支払いが行われるが、その補償水準は徐々に引き下げられたので、結果的には「市場経済化」を成し遂げたことになる。

後者の環境・農村重視については、EUにせひとも必要な取り組みとして、目的を絞って支払えるメリットを持つ助成方式である直接支払い方式によって、それらを助成対象とした。

前者は市場化による競争力強化が目的であるし、後者は環境・農村の保全が目的である。しかし、価格競争にもとづく競争力強化は、後者の環境・農村保全と両立しない。そこから逆に環境・農村にこそ新しい付加価値を見出し、

消費者との強い連携のもとで成り立っているという点で特色がある。

図2は、日本では典型的なCSA（Community Supported Agriculture 地域支援型農業）である「株なないろ畑」における消費者との連携のしくみについて示している。有機野菜生産に消費者が参加・協働するという意味で、

「高自然価値」農産物と「アニマルウェルフェア品質」畜産物の「ブランド・チェーン開発」に乗り出した。財政支援（環境・農村への緻密な直接支払い）＋このような競争戦略により、EUは新たな航海に舵を切ったといえる。

農業構造を生産経営のみで把握するのでなく、川上・川下の農業関連企業（アグリビジネス）との関係のなかで把握する枠組みをフード・システム、あるいは、フード・チェーンという。そのチェーンのあり方が問題だが、加工・流通大企業主導のチェーンだと、「工業的オーガニック」底の浅い有機農業^{注10}となり、農業経営は大規模化を迫られ、従属的地位に甘んじることになり自立しえない。そこで注目されるのが、消費者連携型チェーンである。有機農業・アニマルウェルフェア畜産という生産技術的な制約や消費者連携型という流通面の制約から、農業経営規模は大規模には馴染まず、家族労働中心の経営になるが、家族経営という点では今までと同じであったも、大事なことは消費者と連携した経営だということである。そのような理念と内実をもつ

「高自然価値」農産物と「アニマルウェルフェア品質」畜産物の「ブランド・チェーン開発」に乗り出した。財政支援（環境・農村への緻密な直接支払い）＋このような競争戦略により、EUは新たな航海に舵を切ったといえる。

農業構造を生産経営のみで把握するのでなく、川上・川下の農業関連企業（アグリビジネス）との関係のなかで把握する枠組みをフード・システム、あるいは、フード・チェーンという。そのチェーンのあり方が問題だが、加工・流通大企業主導のチェーンだと、「工業的オーガニック」底の浅い有機農業^{注10}となり、農業経営は大規模化を迫られ、従属的地位に甘んじることになり自立しえない。そこで注目されるのが、消費者連携型チェーンである。有機農業・アニマルウェルフェア畜産という生産技術的な制約や消費者連携型という流通面の制約から、農業経営規模は大規模には馴染まず、家族労働中心の経営になるが、家族経営という点では今までと同じであったも、大事なことは消費者と連携した経営だということである。そのような理念と内実をもつ

た経営として、生産経営の規模や形態ではなく質が違うということである（チェーンの形態は異なるが）。

今日の経営学の主流分野は、「組織論」と「戦略論」で構成されている。戦略を成功させるにはそれに対応した組織が必要だが、農業の組織という面ではその構成員（家族員）の質が変化している点が重要である。ライフスタイルとして多様就業化を指向した構成員であり、それに対応した条件を整備することでモチベーションを高める必要がある。また、企業形態面では、企業間関係＝フード・チェーンの視点が重要になる。消費者連携型のチェーンを構築することで、次の戦略が可能になる。

経営学の経営戦略論では、競争の無い世界をつくりだすこと（つまり、レッド・オーシャンでは戦わない状態）こそが競争戦略の肝だといわれる。その原則に従えば、日本農業全体としてコストダウンによる価格競争ではなく、「差別化による競争戦略」を採用するしかないということだ。差別化するには、何らかの付加価値、つまり「バリューイノベーション」が必

当農場はCSAを「消費者参加型農業」と呼んでいる^{注12}。消費者会（員）には年間50回の野菜の出荷がなされるが、単に料金を支払って購入した野菜ボックスが提供されるという、よくある有機野菜の宅配ではない。その意味で、当農場は「トゥルーCSA」だとしている。CSAにも多様なタイプがあ

りうるが、「ボックススキーム型（産直型）CSA」（コマースィアルCSA、ビジネスCSA）の要素に、会員が労働力や資金を提供するという要素が加わったものとしている。

消費者は会費として先払いを行い、可能な消費者は農場の作業を手伝う。この先払い方式は、経営

図1 都市近郊住宅地に介在する有機圃場
（株なないろ畑、2018年10月小西さおり氏撮影）



図2 「株なないろ畑」のしくみ



もちろんこのようなCSAに取り組んだのは、有機農業を存続させるための戦略とそれに対応する企業形態の転換であった。一般的には、有機農業は作業的にも、経済的にもかなり厳しい産業となっており、有機農業の「現場はボロボロ」で生産者が倒れては有機農

13,000円またはSサイズボックス10,000円であるが、労働の提供程度により割引かれる。その労働は、労働時間に応じて「労働時間券」が発行される。いわば地域通貨である。図3は、消費者（会員）が手伝った労働時間を記帳するためのノートである。各自が自己申告で、作業名と労働時間を記帳していく。いかにも手作りなシステムである。この労働時間に応じて、図4のような「労働時間券」が発行される。1/4時間＝15分単位でカウントされている。この「労働時間券」は、前払い会費の割引にもなり（つまり、自分の労働で有機野菜を獲得することになる）、農場で行うイベントでも利用できる。イベントで「労働時間券」を受領した業者は、70%相当の現金と交換できることになっている。

産物も提供できない。CSAは、産業として有機農業（つまり他産業と同等の所得確保ができる産業）を成り立たせるためのひねり技であるという（本来は、EUのような所得補償があるべきだと考えている）。有機農産物だからと価格を上乗せしては、購買層が富裕層に限られるという考えもある。

図5は、他産業給与と農業所得のギャップをいかに埋めるかを示したものである。有機農業の年間所得は200万円以下とされ、民間サラリーマンの平均年収である約400万円の約1/3であるという。残り2/3は、従来、家族労働力の無償のボランティアで穴埋めしてきたことで成立していたという。CSAでは、その部分の穴埋めを消費者が行うというしくみだ。消費者が手伝うといっても、何も圃場でトラクター等に乗る必要はなく（それらは農場の専属有給スタッフが対応する）、中心は収穫後の調製作業や出荷作業になる。この調製後の作業時間は意外に多く、例えばほうれん草の場合、全作業労働時間は330時間/10aであるが、そのうち収穫後の作

業時間は300時間/10aにもなる。このようなくみなかで、有機農場の経営確立のみでなく消費者の意識も醸成されていくことが期待されている。2018年度から、当農場では、CSAのしくみをもう一歩進化させようとしている。いっそうの意識醸成のために、会員による栽培

グループに運営を任せ、農場は土づくりや機械作業の請負等のみを行うという、体制の抜本的見直しを行った。消費者のコミュニケーションをいかにするか重要であり、そのためには共同作業が必要な品目が鍵だという。この効果がどの程度出てくるのか、今後さらに注目

グループに運営を任せ、農場は土づくりや機械作業の請負等のみを行うという、体制の抜本的見直しを行った。消費者のコミュニケーションをいかにするか重要であり、そのためには共同作業が必要な品目が鍵だという。この効果がどの程度出てくるのか、今後さらに注目

図4 労働時間券



を安定させるために貢献する。また、出資したい消費者は、農場の株券を購入できるし、寄附金も受け付ける。つまり、消費者は単なる有機野菜の購入者ではなく、経営のリスクの一部を負う存在として位置づけられている。生産者と消費者がリスクを共有し、支え合う農業形態である。消費者は単なる「お客さま」ではなく、「なないろ畑は自分たちの農場」という意識を持った「同志」であるという。農場は「協働オーナー制の農場」、生産者と消費者の協同農場、分益農場なのである。会費は、月額Mサイズボックス

図3 消費者（会員）の労働時間の管理 (2018年10月筆者撮影)

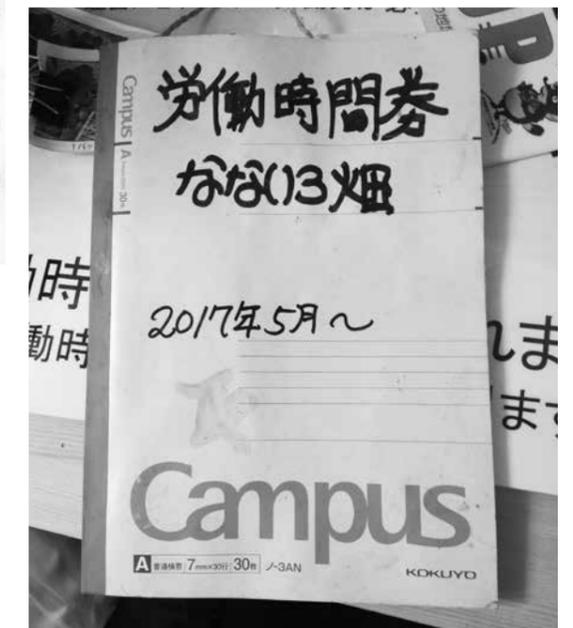


図6 「紀ノ川農縁隊」の関係図

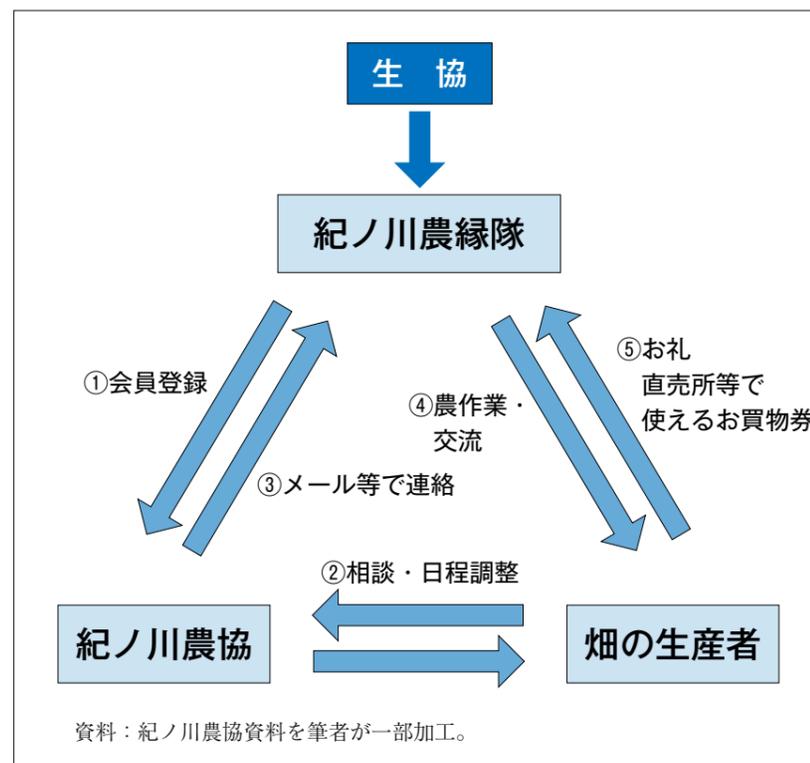


図5 他産業給与と農業所得のギャップ

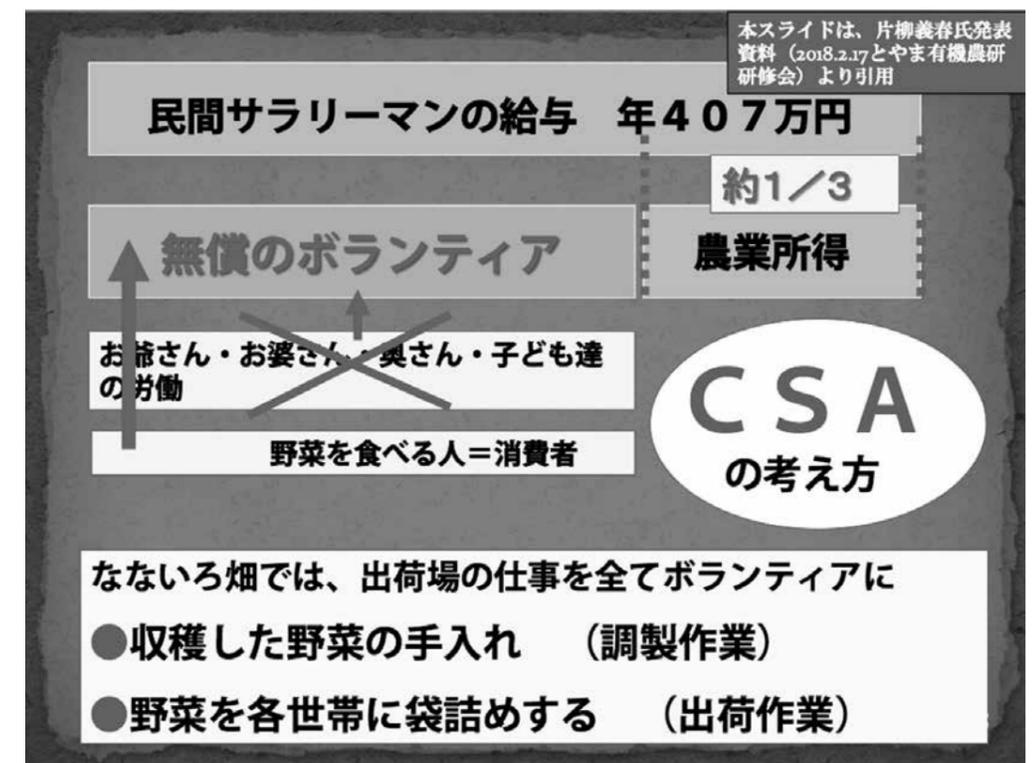


図8 生協組合員が参加する「協同農園」圃場（コープかごしま、2018年10月筆者撮影）



図7 農縁隊がレモンを植え付けた傾斜地の圃場（紀ノ川農縁隊、2019年6月筆者撮影）



図注：この季節になると雑草が目立つが、農縁隊が、当初は耕作放棄されていた圃場を再生（開墾）し繁茂した雑草の除草を行った。秋には、再び草刈りを行う。

図9 協同区画コースの概要（コープかごしま）

<年間登録(協同区画コース)>

- * 協同農場に設置された10a圃場
- * 登録参加者みんなで管理・育てることになるので、来られないときでもみんなが育ててくれる。
- * 育てる作物は、参加者みんなで話し合い、決める。
- * いつでも作業できるが、みんなが集まる日（月1～2回、土・日が多い）を設定し、にぎやかに作業し、作業後のお茶会で交流する。
- * 収穫物は、作業参加時に持ち帰る。一部は生協店舗に出荷し、種子代・肥料代に充当。
- * 作物の設定や育成・管理の相談は、いつでも事務局が受け付け。
- * 年会費は一家族2,000円

（資料：リーフレット『協同農園』コープかごしま、より引用）

場（農業研修・体験受け入れ）＋「生協版市民農園（個人区画と協同区画）」である。事業の当初の目的は、次の点にあった。

- ① 消費者（生活者）自らが農業生産に関わることで、「生活者農業」の展望や方向性を見出す
- ② 地域との関係強化で、地域社会に貢献
- ③ 生協が農業生産活動を事業として展開できるか実験
- ④ 食農教育の場として組合員と子どもたち、定年退職者、職員の生産体験や交流研修

しかし、目的③の事業展望が困難なため2010年に方針を見直し、目的④の重視へと移行し今日に至っている。現在は、「協同農園わかば」「協同農園やまた圃場」の市内2ヶ所にあり、両圃場で計約2haを運営する。農場の就労者は、専従者として職員1名＋再雇用4名（2名＋パート2名）＋障がい者4名＝計9名を抱えている。農地は、地元農家から生協が借地（利用権）し、地代を支払う。農家は高齢化し、農地貸付希望が多い。図8のように鹿児島市内においても傾斜がある場所、放っておけば耕作放棄になりそうなど、地域にとっては耕作放棄地対策になっている。

していきたい。

(2) 紀ノ川農縁隊

本事例は典型的な中山間地域の事例であるが、生産者と消費者との連携方式として、協同組合が介在した場合は次のようなくみができる。「紀ノ川農縁隊」は、和歌山県の有機野菜・果樹の専門農協である紀ノ川農協と近隣の生協（大阪いずみ市民生協・本部大阪府堺市、おおさかバルコープ・本部大阪市）とが連携してつくったしくみである。

図6は、生産者・農協と生協・消費者の関係を示している。まず、生協は「耕作放棄地再生プロジェクト」のボランティアを募集する。ボランティアは紀ノ川農協に会員登録し、農協から作業日程・作業内容等の活動情報が配信され、参加者は個々に現地へ向かう。他方で、農協は組合員（生産者）に相談し作業の日程調整を行う。農縁隊員としての手伝い（農作業労働）に対しては、紀ノ川農協の「直売所等」で使える「お買い物券」が供与される。

2018年10月現在の登録者は約20名で、農作業（玉ねぎやレモ

ン等の作業）の手伝いは1回/月程度である。図7は、レモンを植え付けた傾斜地の圃場である。労働量と同等の価値の生産物を返すことになっており、こうした方式により、より深く生産の苦勞も含めた農業の現状を理解できるという。（当初はこのように考えていたが、その後、対象が多作物化したことにより、2019年6月現在は1,000円商品券/回・人を一律に供与している）。生産地としても、これによって耕作放棄地を有機圃場へ転換させることができ、有機玉ねぎづくりに弾みがついた。

(3) 「コープかごしまの協同農園」

消費者の協同組合としても、多様な取り組みが可能である。コープかごしまは、2017現在で組合員数30・6万人（県人口162万人、県世帯73万世帯）、事業高29.6億円、県下19店舗（うち鹿児島市内9店舗）を展開する生活協同組合である。

その事業活動の一環として「協同農園」を始めたのは2002年であった。その内容は、「直営農

表3 農業経営体の経済状況 (2016個別経営)

地域	農業			農業生産関連事業				農外		年金等の収入 ⑥	総所得 ③+④+ ⑤+⑥= ⑦	可処分所得 ⑧=⑦- 租税公課 諸負担	(参考) 推計家計費 ⑨	農業所得 の家計費 充足率⑩ =③/⑨	(参考) サンプル 経営耕地 面積規模 a	
	農業粗 収益①	共済・補 助金等受 取金②	補助率 ②/①	所得 ③	農業所得 割合 ③/⑦	所得 ④	農業生産 関連事業 所得割合 ④/⑦	所得 ⑤	農外所得 割合 ⑤/⑦							
全 国	5,934	558	9%	1,851	36%	6	0.1%	1,403	27%	1,952	37%	5,212	4,501	3,738	50%	273.6
北 海 道	30,750	5,623	18%	9,304	87%	△ 7	-0.1%	693	6%	753	7%	10,743	8,887	5,271	177%	2,258.8
都 府 県	5,144	397	8%	1,612	32%	7	0.1%	1,425	28%	1,990	40%	5,034	4,360	3,676	44%	210.7
東 北	5,297	585	11%	1,664	36%	23	0.5%	1,264	27%	1,696	36%	4,647	4,089	3,584	46%	295.8
北 陸	3,789	380	10%	1,148	22%	5	0.1%	1,845	35%	2,260	43%	5,258	4,628	3,406	34%	246.7
関東・東山	5,509	340	6%	1,850	34%	11	0.2%	1,620	29%	2,019	37%	5,500	4,655	3,931	47%	201.1
東 海	5,525	312	6%	1,566	30%	9	0.2%	1,418	27%	2,308	44%	5,301	4,493	3,911	40%	161.8
近 畿	3,368	178	5%	1,063	22%	2	0.0%	1,478	31%	2,261	47%	4,804	4,130	3,563	30%	128.6
中 国	3,210	221	7%	1,033	23%	5	0.1%	1,137	25%	2,363	52%	4,538	4,080	3,517	29%	152.3
四 国	4,336	214	5%	1,481	32%	-		1,130	24%	2,011	44%	4,622	4,033	3,802	39%	139.1
九 州	7,824	665	8%	2,345	44%	△ 6	-0.1%	1,410	26%	1,604	30%	5,353	4,645	3,673	64%	246.8

資料：「農業経営統計調査 平成28年個別経営の経営形態別経営統計」(農林水産省)

表4 販売農家・自給的農家・土地持ち非農家の構成比率、及び組織経営(集落営農等)への参加・従事率(2015年)

	構成比				組織経営への参加・従事世帯		
	農家+非農家	農 家		非農家	農 家		非農家
		販売農家	自給的農家	土地持ち非農家	販売農家	自給的農家	土地持ち非農家
全 国	100%	37%	23%	40%	5%	2%	4%
北 陸	100%	33%	16%	51%	5%	5%	11%
富 山	100%	28%	12%	60%	9%	11%	26%
砺 波 市	100%	25%	7%	67%	15%	7%	16%
戸 数	4,790	1,214	352	3,224	177	26	522
高 岡 市	100%	30%	15%	55%	3%	5%	26%
小 矢 部 市	100%	22%	6%	72%	2%	6%	41%
南 砺 市	100%	24%	11%	65%	30%	25%	37%

資料：2015農業センサス

市民農園は、年間を通じて栽培管理するタイプと季節ごとの作物別タイプがあり、なるべく多様なニーズに対応しようとしている。割当区画も、個人区画と協同区画があり、選択できる。年間登録することになるが、図9は「協同区画コース」の概要を示したものである。

年会費は一家族2,000円、グループのなかで助け合いながら栽培・管理することを期待している。収穫物は、作業参加時に持ち帰ることが原則であるが、一部は生協の店舗に出荷することができ、販売代金は種子代・肥料代等に充当させることになっている。

生協組合員の農に対する意識醸成とともに、消費者のグループ・コミュニティづくりも行っていることになる。その目的は、先述のCSAや農縁隊の目的と共通しているといえる。

(4) 富山県の水田農業

1 多様な所得源

表3は、農業ブロック別に農業経営体の経済状況(所得構成)を整理したものである。所得構成からみて、北陸(特に

富山・石川・福井の3県)は、高度成長期以降、「安定兼業稲作地帯」として特徴づけられてきた地域である。

ところが最近では、やはり安定兼業がベースになっているが(農外所得35%は全国でトップ)、しかし年金の割合がそれを上回っているという状況だ(年金所得43%)。つまり近年の北陸農業は、「安定年金稲作地帯」に移行したというところである。それだけ高齢化が進んでいることの反映である。ただし、「安定兼業」から移行した年金であることを考えれば、比較的安定した年金水準になっていると推測される。この点、東北等の兼業や年金とは性格が異なる。つまり、年金を前提にした集落営農等の営農形態も、形は同じでも北陸と他ブロックでは内実が異なるものとしてみておく必要がある。

2 北陸における集落営農への参加率

また、近年は農家数が激減していることも北陸農業の特徴となっている。全国の減り方よりも減少テンポが一段と早い。減少した農家は結局何になっているかという

と、「土地持ち非農家」になっているのである。表4は、販売農家に、自給的農家、土地持ち非農家を加えた、いわば元農家全体のなかでのそれぞれの構成割合を示している。

販売農家の割合は、全国37%に対して富山は28%で、呉西地区の砺波市、小矢部市、南砺市などはさらに低い。自給的農家の割合も低いので、結局これらの地域では土地持ち非農家の割合が極めて高くなっていく(土地持ち非農家割合は全国40%、富山60%)。この現象は、富山の集落営農の多さを反映したものであり、統計上は自家栽培の経営でも残さない限り、非農家としてカウントされる。

しかし、より注目すべきは、これらの非農家になった世帯でも何らかの農作業(水管理・畦畔管理等)に参与している世帯が多いということである。統計では、集落営農等の組織経営への参加・従事率を把握しているが、その割合が全国11%に対し、富山は26%となっている。非農家になっても4戸に1戸は、農業に参与している。

富山県における「強い農業」を考えると、「農村に近い地方都

市の消費者」という強みもさることながら、「農村での混住非農家」さらにはこのような「半農半非農者」(半農業者(年金多就業型半農業者)を含めて対象にした、消費者との連携のあり方を提起していく必要があると思われる。

まとめ

日本では、従来のように家族経営を中心とした農業経営を制度として保護しなくなった。そのなかで「強い農業」をつくるには、大規模化やコストダウンの競争戦略では、外国農業に太刀打ちできない。高付加価値をめざした競争ような価値であろうか。日本の場合でも、EUで挑戦している環境問題、農村問題があり、そこに対応できる付加価値を考えていく必要がある。

環境・農村問題のためには消費者・市民が納得する農業でなければならず、生産者と消費者・市民との連携が不可欠である。そうであれば生産経営自体の企業形態や経営規模が問題なのでなく、フード・システムに規定された経営の

市民の力で 再生可能エネルギーの 普及・拡大を



合同会社金沢市民発電所
代表社員
永原伸一郎さん

母体となった「NPO法人市民環境プロジェクト」 設立の経緯

合同会社金沢市民発電所は、NPO法人市民環境プロジェクトを母体にして2013年8月に設立されました。

少し市民環境プロジェクトについて、触れておきたいと思います。市民環境プロジェクトは、2006年4月に設立されました。その設立の趣旨は、①自然エネルギーの研究と普及に取り組む、②市民一人ひとりの自覚と責任を促し、住民参加の進んだ活気あるまちづくりを目指す、③持続可能な循環型社会の形成に寄与する、の3つです。

が、そうした方向に動けば影響力は一段と大きい。協同組合が、環境・農村高付加価値をめざす消費者連携型システムの核になって動くことを期待したい。

【注】

1. 文献「1」p.37。「戦後の経済的・政治的状況や、歴史的な関係性の乏しさから、アメリカの企業はヨーロッパで行っていたような大規模かつ直接的な投資を日本で行うことを躊躇した」という。
2. 文献「2」p.89。大規模店の伸張理由は「近代以降の経済力と社会の変化が大規模店の発展を促してきたと言え」と指摘されている。
3. 日本の農業基本法では「自立経営」が育成すべき目標とされたが、「自立経営」という用語は1950年代後半の欧州の文献から翻訳されたものだという。文献「3」p.152等。「自立」は農業で「生きていける」ということだとすると、農地改革で創出された1.2haの自作農ではそれが難しくなってきたということである。ただし、そこで想定されていたのも「家族経営」であった。つまり大規模な家族経営（大型小農・大内力）である。
4. 文献「4」p.84。
5. 文献「5」p.48。
6. 文献「6」p.7。
7. その後、文献「8」として刊行されている。
8. 新政策における経営育成と地域・環境視点との間に矛盾が存在する点は、当時すでに指摘されていた。文献「9」p.106。つまり、新政策の理念が、「効率性」に置くのか、「持続性」に置くのか、軸足がどこにあるのか定まっていないう指摘である。

9. 文献「10」。なお、アニマルウェルフェア畜産については、文献「11」、「12」を参照されたい。
10. 文献「13」p.179。
11. EUにおける消費者連携については文献「14」p.182、日本有機農業研究会の提言する「連携」については文献「15」、アニマルウェルフェア畜産のフード・システムについては文献「12」を参照。
12. 文献「16」p.28。
13. 文献「16」p.31。

【参考・引用文献】

- 「1」ハリエット・フリードマン（2006）『フード・レヴィーム―食料の政治経済学―（こぶしフォーラム16）』こぶし書房
- 「2」林雅樹（2010）「わが国大規模店舗政策の変遷と現状」『レファレンス』2010.9
- 「3」小倉武一（1982）『構造問題の諸相（小倉武一著作集第7巻）』農文協
- 「4」足立芳宏（2016）『研究ノート―静かな―農業・農村革命―戦後西ドイツ農業史研究の最新動向から―』『生物資源経済研究』21
- 「5」坂内久、清水徹朗（2015）『ドイツ・バイエルン州の農業支援システム』『農林金融』2015年9月号
- 「6」玉真之介（1995）『日本農業論の理論的性格―日本小農論の系譜―』農文協
- 「7」松木洋一（2003）『ヨーロッパの家族農業経営の多様就業活動Productivityと企業形態の転換―家族農業経営の底力―』農林統計協会
- 「8」塩見直紀（2014）『半農半Xという生き方―決定版―』ちくま文庫
- 「9」永田恵十郎（1993）『農村地域政策に地域主義の視点はあるか―従来の農村政策をいかに超えるべきか―』
- 「10」『新農政』を斬る（日本農業年報39）農林統計協会
- 「11」松木洋一「EUにおける農業経営体の構造・形態の転換と2013年CAP改革による展望」農業問題研究学会ミニシンポジウム発表、2014.11.16、東京・明治大学
- 「12」松木洋一編著（2016）『人も動物も満たされて生きる―ウエルフェアフードの時代―（日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 上巻）』養賢堂
- 「13」松木洋一編著（2018）『21世紀の畜産革命―アニマルウェルフェア・フードシステムの開発―（日本と世界のアニマルウェルフェア畜産 下巻）』養賢堂
- 「14」榎湯俊子（2014）『ローカルな食と農―食と農の社会学―生命と地域の視点から―』ミネルヴァ書房
- 「15」鈴木宣弘（2013）『食の戦争―米国の腹に落ちる日本―（文春新書927）』文藝春秋
- 「16」http://www.joanet/mokuyou/taikeihin/
- 「17」片柳義春（2017）『消費者も育つ農場―CSAないる畑の取り組みから―』創森社

2010年に全国から 400人の出資で輪島市に 風車を建設

設立翌年の2007年、思わぬ幸運に恵まれました。我々と協力関係にあった株式会社市民風力発電が輪島市門前町で風力発電事業をする事になり、非営利枠を活用して市民風車を建てないかという提案をいただいたのです。

この事業費は、5億円を超える大きな金額でもあり、躊躇する気持ちもありましたが、千載一遇の好機であり、市民風車を建てることになりました。ですが、計画が動き出した途端に能登半島地震が発生したのです。

震源地はまさに門前町でした。

これは、もともと金沢市のために市民による政策提言を目的として、金沢市によって設立された、市民ボランティアの「金沢まちづくり市民研究機構」の環境グループに所属していたメンバーが中心になって設立したものです。

設立前年の2005年2月に、環境先進国であるデンマークへ視察に行ったことが大きな契機となりました。

ご存知の通り、デンマークは、日によっては風力発電量が国の需要電力の100%を超えることもあるなど、世界一の風力発電大国です。当時からすでにデンマーク国内に多数建設されていた風車の約8割が、農業組合など地元の人による共同出資でした（日本はほ



「市民風車のとりん」オープニングセレモニー



2010年3月に運転を開始した「市民風車のとりん」

ており、普段の活動が難しいため、金沢近郊に市民発電所ができないかという想いがありました。

2013年8月、「金沢市民発電所」を設立

そんな中、とても大きな転機が訪れました。2011年3月に発生した東日本大震災と原発事故の発生です。これにより、一極集中の大規模発電の危険性と地域分散でクリーンな再生可能エネルギーの重要性が国民の間に一気に浸透しました。

また、これと同じ時期に当時の民主党政権下で、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）が施行され、太陽光発電を始めとする再生可能エネルギーが急速に普及し始めました。これにより、私たちメンバーの中でも再生可能エネルギーを広めていこう、という士気がとても高まったのです。

そんな時、金沢市が、「保育所等での市民参加の太陽光発電所設置に係る調査研究」をする団体を公募したのです。渡りに船と、この公募に申請して、公開プレゼンテーションで無事に選ばれました。それがきっかけとなり、20

13年8月に「合同会社金沢市民発電所」は設立されました。

金沢市・かほく市で4つの太陽光市民発電所を運営

金沢市民発電所は、金沢市内に3か所とかほく市内に1か所の合計4か所の太陽光市民発電所を運営しており、合計150kWの発電容量です。その他に340kWの太陽光発電所の運営を受託しています。

市民出資の総額は、4,700万円で延べ111人の方から出資していただいています。出資金の配当は1.5%から2%の範囲で



金沢市民発電所1号機点灯式（2014年3月）

テレビの画面に流れるつぶれた家屋を見て、風車は絶対に無理だとあきらめました。地域の人からは、「ぜひやって欲しい」との声を頂き、建設に動き出しました。しかし、実際に建設し始めると、希少な野鳥の問題や耐震構造偽装事件（いわゆる姉歯問題）、さらには、リーマンショックが発生して資金調達に苦労するなど何度も困難な状況に遭いましたが、何とか2010年に「市民風車のとりん」を完成することができました。定格出力は2,000kWで、2010年3月より運転を開始しました。

9月には、オープニングセレモニーも開催し、全国から150人を超える出資者や関係者が集まり

すが、現金分配だけでなく、二つ目のファンド（金沢グリーンファンド2）からは、環境保全に取り組んでいる団体の農産物を選択できるようなして、食の地産地消も進めました。

また、2016年に完成した石川県かほく市での市民発電所では、出資者の中から毎年1人の方に、かほく市周辺が産地でもある日本で最高級のブドウブランド「ルビーロマン」1房を抽選で選んで贈っています。その他に、かほく市に在住または通勤・通学している出資者に対して、地元の商店で使える共通商品券1,000円分を贈っています。

これも、地元の方に市民発電所が根付いてほしい、市民発電所を通じて経済の地域循環に貢献したいという想いから実施しています。それ以外にも、かほく市民発電所では地元の中沼区と地域連携協定を締結して、災害時には発電した電気を供給できるようにしました。

2016年からは木質バイオマスの活用にも挑戦

2016年からは、木質バイオ

盛大に行われました。

参加された方は、自分の名前が刻印された出資者プレートを見ながら、嬉しそうに記念撮影をされていました。地図にもないような分かりにくい場所でありなおかつアクセスの悪い中、こんなに大勢の人が集まるとは思わず、とても感激したことを覚えています。ちなみにこの市民風車では、約5億円の事業費のうち、助成金を除いた約3億円を全国の約400人の出資で集めました。

今では年に2回、輪島市門前町で開催されるイベントに参加したり、協賛金を出したりするなど交流を続けています。しかし、門前町は金沢市から100kmほど離れ

マスの活用にも力を入れています。近年、全国的に放棄竹林が増え、地域侵食が進んで問題になっています。私たちは、竹バイオマスを熱利用することにより、ポイラー燃料である灯油・重油の削減、同時に温室効果ガスである二酸化炭素の削減を目指しました。ポイラーでの燃焼実験は、金沢市近郊の公衆浴場「ほかほか御経塚の湯」にご協力頂き実施しました。

この浴場では、廃材チップを燃焼してお湯を沸かしていますが、竹チップを色々な条件で混焼実験したところ、ポイラーの性能や使用条件を考慮して、廃材チップと竹が5対1の比率の場合に、良好な結果を得ることができました。

竹は、燃焼温度が700〜800℃以上になるとガラス質のクリンカが発生してポイラーを傷めます。また、竹の比率が多くても温度が上がり過ぎてポイラーを傷めるリスクがありますが、我々の実験では、問題ないことが確認できました。

竹は、廃材チップに比べて約2倍のカロリーがあるため、冬季やお湯の需要が多い時に竹チップを活用すると効率的にお湯を沸かすことができ、ほかほか御経塚の



2016年に完成した市民太陽光発電所「かほく市民発電所」

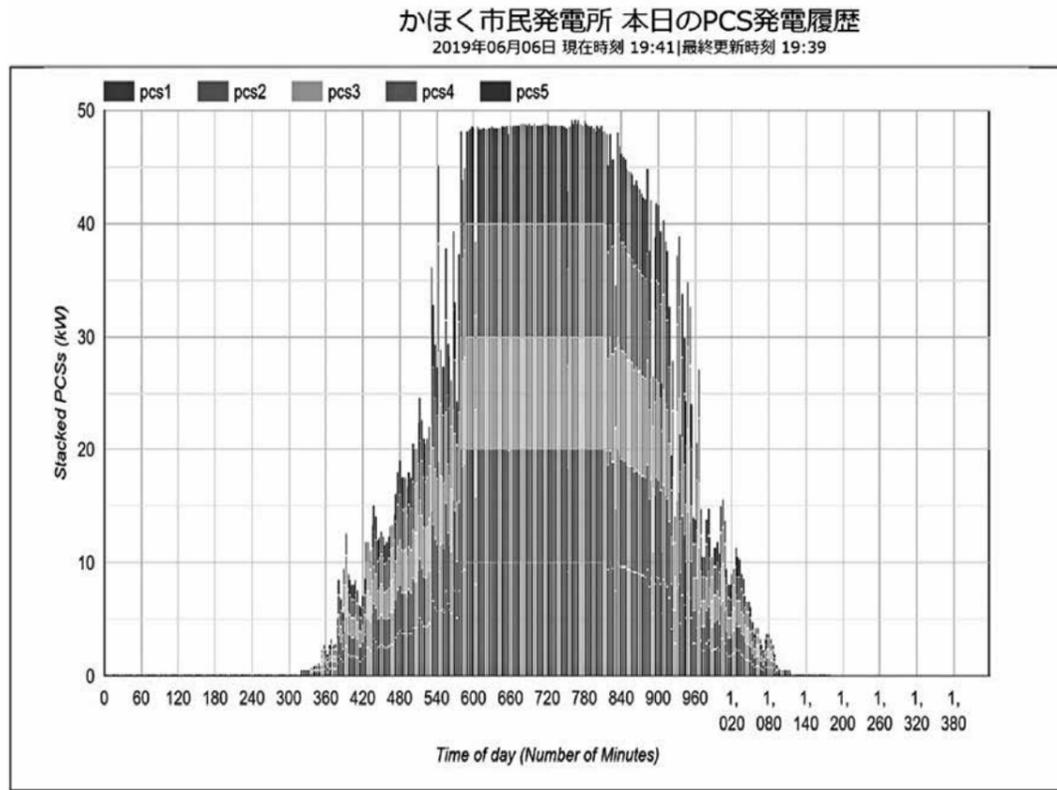


図 かほく市民発電所で自社開発した遠隔監視画面

す。今後は、蓄電池などを活用した自家消費の推進にも取り組んでいきたいと思っています。

また、地域新電力もエネルギーの地産地消や地域経済の循環ができるといふ大きなメリットがあり

湯のオーナーからは大変喜ばれました。この成果については、金沢工業大学の石原先生のご協力も得て、2018年の「日本エネルギー学会」にて論文を発表しました。

金沢市にある公衆浴場の多くは重灯油を燃料として使用していますが、これを燃料代の安い木質バイオマスに代替していきたいと考えて取り組んでいます。

そうすることで、単に経営改善だけでなく二酸化炭素の削減による環境に優しい経営につながります。しかし、バイオマスボイラーは、自動化が難しく勘と経験に頼った経営で長時間労働を強いられます。また、燃料の詰まりなどによる延焼の危険もあります。金沢市民発電所にはIOTに長けた技術者があり、これらの課題を解決するために、遠隔監視システムを自社開発しました。具体的には、ボイラーの炉内や排気の温度、酸素濃度、お湯の量をセンサーによって可視化し、燃焼効率と安全性を実現しました。まだまだ、改善の余地がありますが、今後も引き続き開発を進めていきます。

これらの技術は、すでにかほく市での市民発電所で採用してお

り、自社開発したシステムで発電量や照度・温度・気圧などを低額通信である3G通信で遠隔監視しています(図)。

現在は、さらに進んで、新通信技術であるLPWA(ローパワーワイドエリア)という長距離・低コスト通信方式による実験をかほく市民発電所で行っており、かほく市と金沢市間23kmを無中継での通信に成功しています。これによって、今後、大幅な運用コストの低減が見込まれます。

上記の取り組み以外にも、母体の市民環境プロジェクトというしよに環境啓発のイベントを色々行っています。昨年は、映画『おだやかな革命』上映会と会津電力の佐藤弥右衛門さんの講演会を開催したり、金沢市郊外の里山にある公園で開催されたイベントで小型木質ボイラーを利用した「足湯のサービス」を実施しましたが、いずれも大好評でした。

市民発電所への想い、今後の方向

昨年の9月に、初めて「市民発電所見学ツアー」というのを実施したところ、出資者や日ごろ私たちが活動を支えてくださる方々が、大勢参加してくださいました。我が国の活動に共感してくださいました。環境のために何をしたらいいか問々とされていた方にヒントを与えているということが分かりました。こんなに応援してくださいました。私たちは、持続可能な社会に向けて、少しでも呼び水になれたらとの想いで活動を始めましたが、市民と同じ目線で地道の活動していくことが、大切だと思っています。

今後については、正直なところ即答できないというのが本音です。これまでは、固定価格買取制度(FIT)に支えられて、私たちも再生可能エネルギーの普及を進めることができました。しかし、固定価格の引き下げで、今までのようなやり方では先に進めないと感じています。

すでに太陽光発電の買電価格は家庭の電気代より安くなっており、グリッドパリティ(再生可能エネルギーによる発電コストが既存の電力のコストと同等かそれより安くなること)を達成していま

再生可能エネルギーで持続可能な社会を実現

有効に活用していけたら、二酸化炭素削減だけでなく、里山の保全や雇用にもつながるので地域経済の循環にも貢献できると思っています。

私は、再生可能エネルギーの未来については、とても樂觀しています。日本でも、いずれ急速に普及していくと確信しています。

世界では、再生可能エネルギーのコストが急速に低下して普及が進んでいます。例えば、太陽光発電や風力発電では、取引価格が3円/kWh以下の事例が出てきています。再生可能エネルギーは、天候による変動が激しく供給調整が難しいですが、今は電池やIOT、AIなどの技術が進歩して、ほとんど克服しています。日本には、もともと高い技術力があるので、近い将来、必ず再生可能エネルギーが主電源になると信じています。

地球温暖化は、地球にとって喫緊の課題です。それを防止して、持続可能な社会を実現するために、微力ですが貢献していきたいと思っています。

アフリカのお友だちに お米を届けよう！



食とみどり・水を守る
富山県民会議
藤井 宗一さん

泥んこになって田植え

5月17日、保育園児が泥んこになりながら田植えを行った。お米をアフリカのマリ共和国に送るためだ。田植えを行ったのは滑川市内のやなぎはら保育園の年長さん17人。田んぼは、「世界の田んぼ・国際協力田」。園児も先生も靴を脱ぎ、靴下も脱ぎ、裸足になって「さあ、田んぼへ」。しかし、田んぼに入ったことのない園児は、最初は恐る恐る、足を田んぼにチョンとつけてみたり、引っ込めたり、「ヌルッとする、気持ち悪い」という声も。地元のお年寄りに教えてもらいながら一株一株植えていった。そのうち慣れてくるとは

しゃぎ出し、歓声をあげながら田植えを楽しんでいた。田植えが終わったところには、どの園児も泥んこ、「楽しかった」の声。近くの用水で足を洗い靴下、靴を履いたが、服は泥まみれ。バイバイと言いながら元気よく歩いて保育園へ帰っていった。

地元坪川福寿会のお年寄りや食とみどり・水を守る富山県民会議に集う富山地方鉄道、北陸農政局、農協などの労働組合の皆さんのお世話になり、3・7アールの田んぼは無事田植え終了。

裸足で田んぼ 大切な思い出に

田植えをしたのは、滑川市坪川の私（藤井）の田んぼ。私の田ん

刈りの時には20本以上に増えている。一本の稲穂には大まかに言って70〜80粒くらいのお米がついている。一粒のお米が何百倍にもなって実っていること。世界には、おなか一杯に食べることができな

い、ひもじい思いをしているお友達が沢山いることを学ぶ。刈った稲は、ハサにかけて干す。昔の足ふみ脱穀機での脱穀（稲からもみはずす）も園児たちはおもしろがり喜ぶ。ガールスカウト



ほでのアジア・アフリカ支援米の作付は2002年から続く。園児の田植えは、「子供たちに土の感触を経験させたい」「田植えの経験が大人になったときに何らかの役に立つ」という保育園の先生の発案で2007年からはいまも続いた。近年は農家の子供でも田んぼに入ることがなく、田植えの経験もないのが現状だ。裸足で田んぼに入ると、足指の間を泥がにゅつと通り抜ける。最初「気持ち悪い」と言っていた園児も「暖かい、気持ちいい」。足裏には多くのツボがあるそうで、裸足で大地に立つことの効能も様々言われている。それにしても、保育園に帰ってからも、先生方は子供たちの汚れた服を替え、シャワーをし

3粒のお米が秋には 何粒になるかな？

子供たちは、秋には稲刈りにやってくる。田植えには3本の苗（3粒の種もみ）を植えたのに稲



の皆さんも稲刈りにやってくる。はじめは滑川市内のガールスカウトだったが、おとなりの上市町のガールスカウトも参加するようになった。富山市内のガールスカウトからも参加の要請がある。障害者就労支援事業所あすなろ倶楽部の皆さんも稲刈りにやってくる。収穫したお米は、マザーランド・アカデミーを通じて、アフリカのマリ共和国に届けられる。

飽食の日本と飢える人々

このアジア・アフリカ支援米の取り組みを行っているのは、「食とみどり・水を守る富山県民会議」。日本の食料自給率は40%を切っている。日本は、世界中から食料を輸入している反面、食品廃棄物は政府発表では1,900万トン、これは世界の7,000万人が1年間食べていける量だという。民間調査では2,700万トンという報告もある。まだ食べられるのに捨てている食品が500万トンから900万トンもあるといわれている。そしてコメが余っているからとコメの減反（生産調整）が行われ、耕作放棄地が増えている。その一

方で世界には8億人を越える飢餓に苦しむ人々がいる。9人に1人が飢えていることになる。私と何人かの仲間が、滑川でのこの取り組みをはじめたのは、こうしたことに矛盾を感じたからである。

命の尊さ等しさを学ぶ 〜マザーランド・アカデミー

マザーランド・アカデミー・インターナショナル（命の尊さ等しさを行動で子供たちに伝える母の会）は、子供のいじめに直面した5人の母親が発起人となり、1982年に活動を開始。いじめは、命の等しさ尊さを知らない人間の行為。子供たちが命の等しさ尊さを学び、世界中の不平等と闘う戦友に育つよう事業を企画。その事業の一つが「学校田、休耕田を国際協力田に」である。日本各地の水田を活用し、農業の大切さを学び、海外からの食糧緊急要請に応え、子供たちが食糧は武器にすべきでない事及び食糧を平等に得る権利と平等に分ける義務について学ぶ事業。支援物資は、日本のメンバーが直接現地で配布し、状況をチェックしている。今回田植えをした田んぼは、第85号「世界の田んぼ・国際協力田」。